

(仮称) 明石市市民参画条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第15条の規定により、市民参画の手法、手続等を定める（仮称）明石市市民参画条例（以下「条例」という。）について検討するため、（仮称）明石市市民参画条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 条例に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) 条例素案の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長1人及び委員9人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は、市政への市民参画に関する学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地縁型市民活動組織の代表者
- (2) 分野型市民活動組織の代表者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部政策室、総務部法務課、コミュニティ推進部コ

コミュニティ推進室において共同で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則（平成22年6月29日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。